

秋田市告示第108号

次の国民健康保険税領収証書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該領収証書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

WAN ADAM BIN WAN MOHD SUHAIMI

マレーシア

2 送達する書類

領収証書